

確認印

令和8年度

もと大阪市立田島小学校アスベスト含有調査（事前調査）業務委託

仕 様 書

委託期限

令和8年8月31日

大阪市生野区役所 地域まちづくり課

## アスベスト含有調査（事前調査）業務委託仕様書

### 1. 業務名称

令和8年度

もと大阪市立田島小学校アスベスト含有調査（事前調査）業務委託

### 2. 対象施設

別紙1「対象施設の概要」のとおり

### 3. 契約期間

契約日から令和8年8月31日

### 4. 業務概要

上記対象施設について、図面による事前調査及び現地における詳細調査を行い、アスベスト分析を要する建材※について検体数を確定する。

※対象種（アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト）の6種類について含まれている可能性があり、定性分析が必要となる建材。

### 5. 業務内容

#### （1）作業計画書の作成

事前調査に先立ち、作業手順等をまとめた作業計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。

#### （2）事前調査

対象施設（渡り廊下及び外構部分〔塀、花壇等〕を含む）について、図面による事前調査及び現地における詳細調査を行い、アスベスト分析を要する建材について検体採取箇所と検体数を確定し、発注者と打合せの上、事前調査結果一覧を作成すること。

事前調査にあたっては、厚生労働省アスベスト分析マニュアル【2.0版】（令和4年3月厚生労働省）第1章建築物の解体・改修作業に係る石綿の事前調査方法を参照のうえ実施すること。

### (3) 報告書（成果物）の作成

#### ① ファイルに綴じ1部提出

ア事前調査結果一覧

（採取必要箇所、部位、建材名、石綿含有の可能性、採取箇所数等）

イ採取必要箇所を示す位置図

ウ採取必要箇所を示す写真

エ記録事項

#### ② CD-Rに格納し1部提出

ア事前調査結果

イ採取必要箇所を示す位置図

ウ採取必要箇所を示す写真（画像データ形式：200万画素以上／枚、目次データ別途要／jpeg形式）

エ記録事項（エクセルデータ及びPDF形式）

受注者は納品すべき成果物が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在しないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用するものとする。

電子媒体には、「業務名称」、「作成年月日」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、を明記すること。

なお、電子媒体を収納するケースの背表紙には、「業務名称」、「作成年月日」を明記する。

「ウイルスチェックに関する情報」は、使用した「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日」又は「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記するものとする。

## 6. 従事者の資格等

事前調査実施者として、次のいずれかの資格を有していること

- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく、一般建築物石綿含有建材調査者講習（旧建築物石綿含有建材調査者講習）又は特定建築物石綿含有建材調査者講習の修了者

- ・令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

## 7. 貸与資料

対象施設の建設時等設計図、改修履歴図（別紙2）（PDFデータ）

## 8. 提出書類

受注者は契約締結後、発注者の指定する提出書類（別添）を作成し、速やかに発注者に提出する。

## 9. 再委託について

（1）業務委託契約書（成果型）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ② 対象施設の事前調査および試料採取および定性分析

（2）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（3）受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

（4）地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

（5）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（成果型）第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

#### 10. 特記事項

- (1) 受注者は、本事業の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。
- (2) 業務の実施にあたっては必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。（業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故発生防止に努める。）
- (3) 業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者の責任とする。
- (4) 本業務の履行に必要な直接物品等は受注者で準備すること。
- (5) 施設周辺は常時駐車できないため、車両を使用する場合は近隣の有料駐車場等を使用すること。なお、駐車にかかる費用は、受注者が負担すること。
- (6) 調査方法及び内容に修正・変更等が必要となる場合には、事前に発注者と協議し、決定するものとする。
- (7) 本業務の実施により知り得た情報は、他へ漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (8) 本業務は、本仕様書及び契約書に定める事項によるものとする。その他、定めのない事項については、その都度、受注者と発注者とで協議するものとする。
- (9) 受注者は、応札にあたっては本仕様書を十分検討し、本仕様書に疑義がある場合には、指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付経過後の疑義については、受付しない。なお、契約締結後における仕様書上の疑義については本市の解釈によるものとする。
- (10) 現地調査時期については、事前に発注者と連絡調整を行い、原則土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること。ただし、業務上やむを得ないと発注者が認めたときはこの限りではない。

## 対象施設の概要

- (1) 名称       もと大阪市立田島小学校  
 (2) 所在地     大阪市生野区田島3-7-38 (住居表示)  
 (3) 対象施設

棟番号	名称・用途	構造	建築面積	延床面積
5-1	特別・普通教室棟	鉄筋コンクリート造	201 m <sup>2</sup>	810 m <sup>2</sup>
5-2	特別教室棟	鉄筋コンクリート造	127 m <sup>2</sup>	383 m <sup>2</sup>

(配置状況)

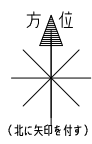
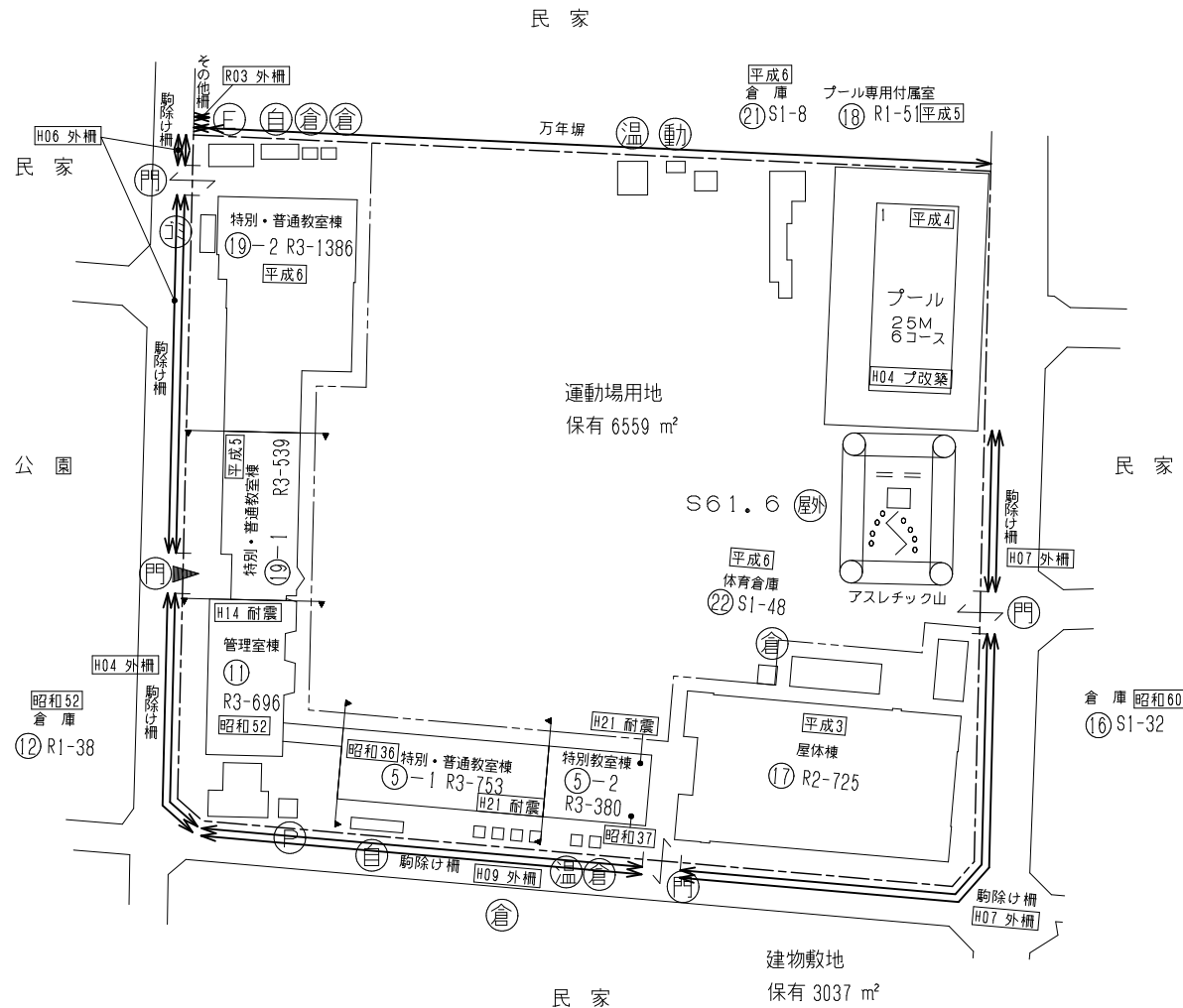


(参考：教室配置図)

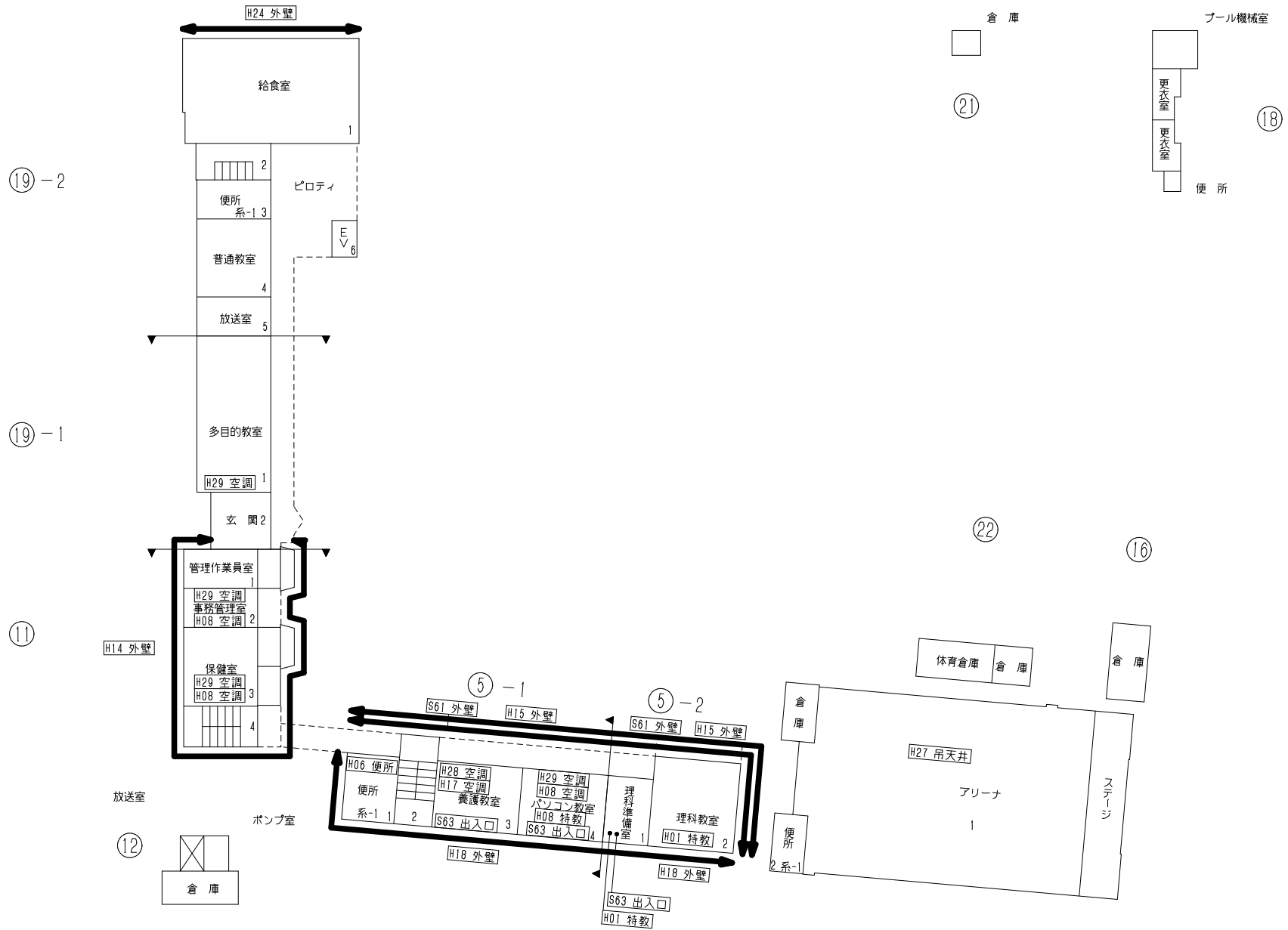


生野区 (15113) もと田島小学校 (廃校)

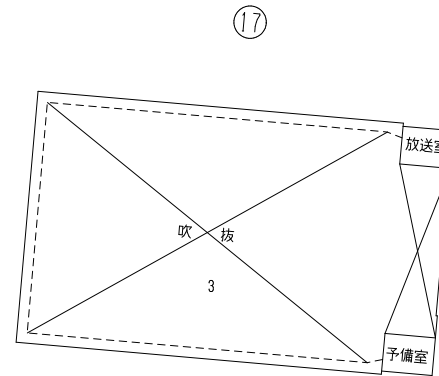
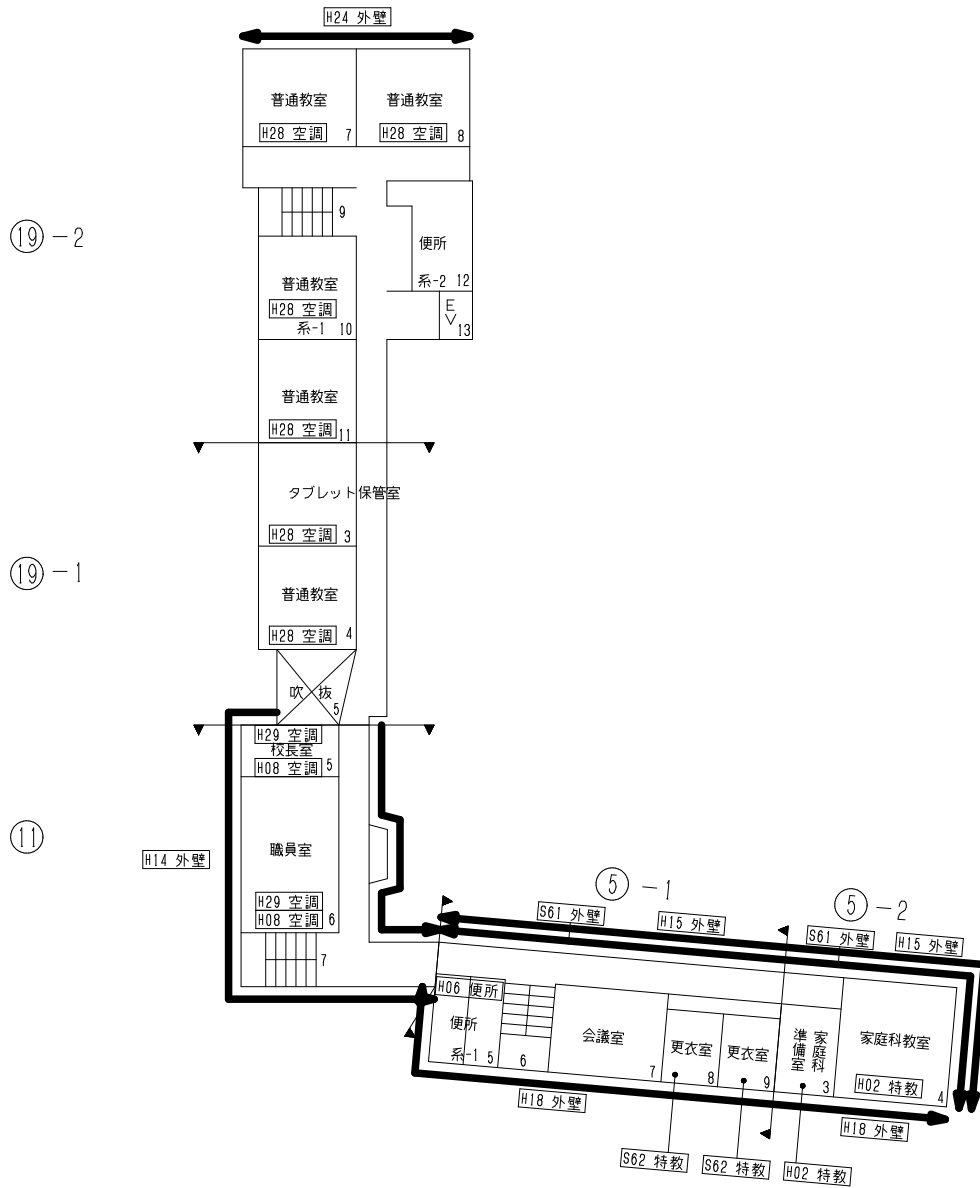
凡 例	
建 物	
未とり	未とりこわし建物
危	危険建物(非木)
危	危険建物(木造)
借	借用建物
一時	一時使用建物
他	当該学校以外の建物
建物以外の工作物等	
自	自転車置場
倉	倉庫
吹	吹抜け渡廊下
温	温室
動	動物小屋
簡	簡易な小規模構造物
門	正門・通用門
ゴミ	ゴミ小屋
P	独立受水槽ポンプ室
E	電気機械室



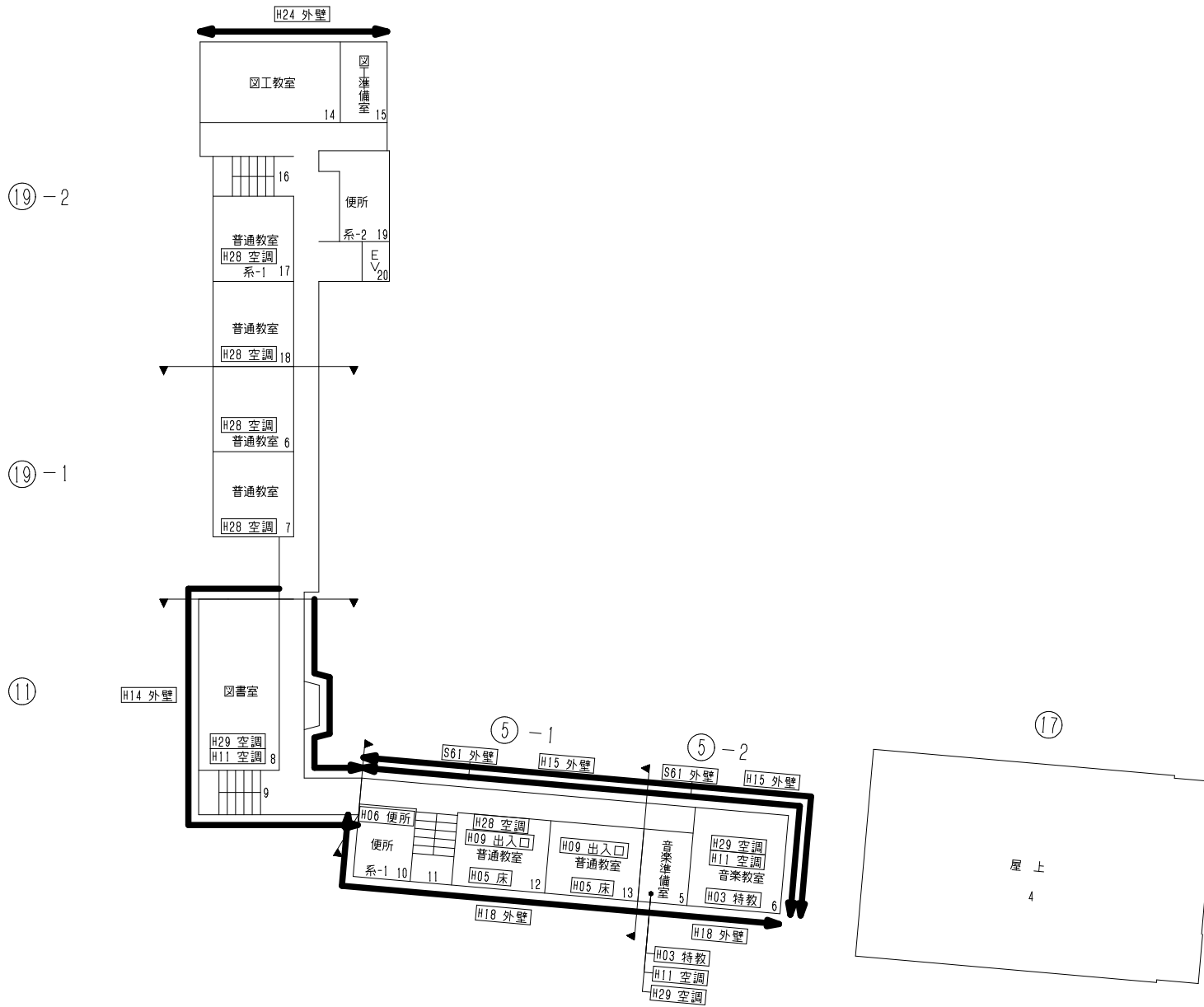
生野区 (15113) もと田島小学校 (廃校)



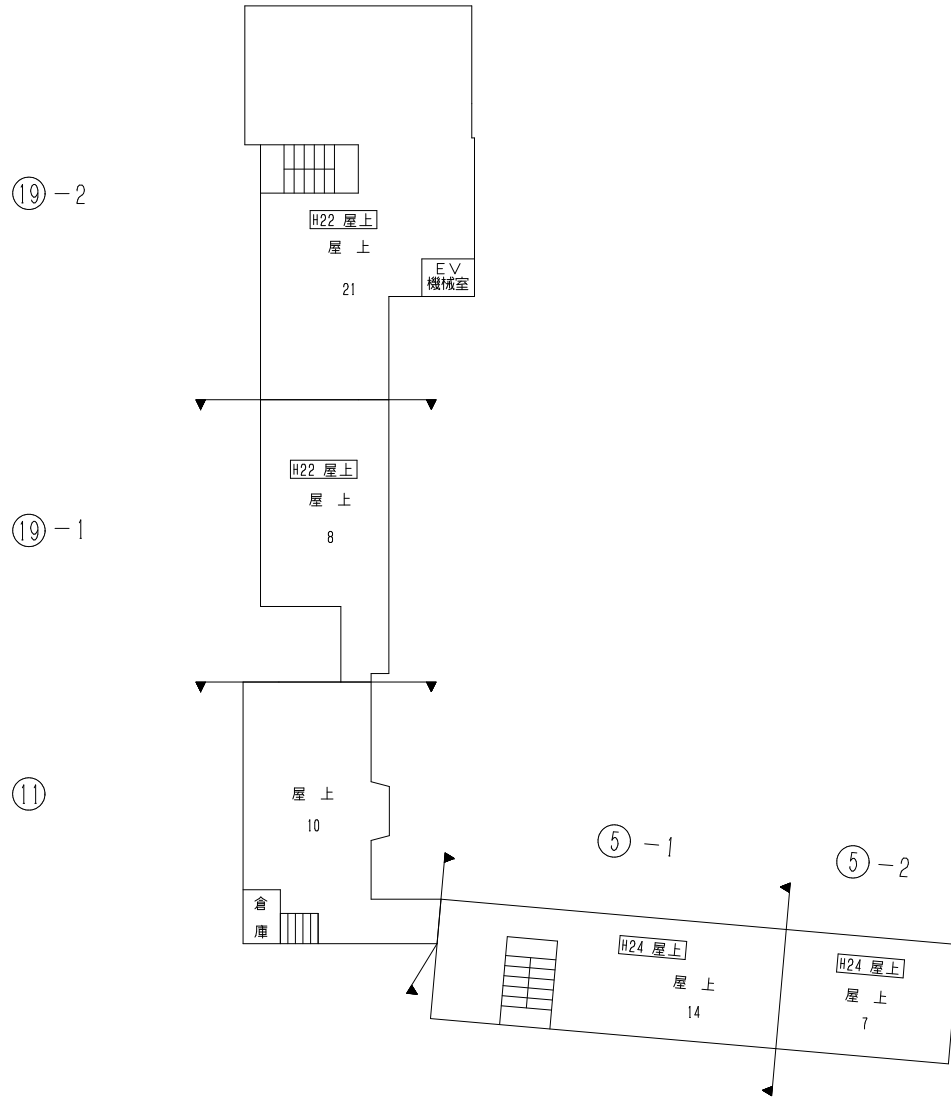
1 階 平 面 図



2階平面



3 階 平 面 図



屋階平面図

## 業務委託提出書類について

○次の提出書類を定められた時期に必要な部数を担当者に提出すること。

名称	様式	時期	部数	備考	チェック
業務着手届	(様式1)	契約後速やかに	1部		
作業計画書	(様式2)	契約後速やかに	1部	作業計画書、業務工程表、業務担当者届にある全有資格者の免許の写しを提出	
業務担当者届	(様式3)	契約後速やかに	1部		
業務完了届	(様式4)	業務完了後	1部		

(様式1)

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

## 業務着手届

令和 年 月 日

大阪市長 様

受託者 住 所  
社 名  
代表者名又は氏名

下記のとおりお届けします。

### 記

業務委託名称

---

着手 令和 年 月 日  
契約 令和 年 月 日  
期限 令和 年 月 日

(様式2)

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

令和 年 月 日

(あて先)  
大阪市長 様

受託者 住 所  
社 名  
代表者名又は氏名

## 作業計画書

次の委託業務について、下記のとおり作業計画書を提出します。

委託業務名称 \_\_\_\_\_

記

作業計画書

- ・業務工程表、作業手順等（様式任意）

※ 作業計画の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に作業計画書を提出すること

(様式3)

## 業務担当者届

業務担当者

氏名	担当業務	資格	備考

(様式4)

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

## 業務完了届

令和 年 月 日

大阪市長 様

受託者 住 所  
社 名  
代表者名又は氏名

下記のとおりお届けします。

記

業務委託名称

---

完了 令和 年 月 日

契約 令和 年 月 日

期限 令和 年 月 日

【職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書】

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(生野区役所地域まちづくり課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(生野区役所地域まちづくり課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、この契約を解除することができる。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。